

香川県営業時間短縮協力金(第9次)のご案内

香川県の営業時間短縮等の要請により、要請期間を通して、営業時間短縮等にご協力いただいた飲食店を営する事業者の皆さまに対し、香川県営業時間短縮協力金(第9次)をお支払いします。

香川県内における飲食店への営業時間短縮等の要請について

実施期間：高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、琴平町、多度津町（8市6町）内の店舗

1月21日(金)午前0時～2月13日(日)午後12時

綾川町、まんのう町（2町）内の店舗

1月25日(火)午前0時～2月13日(日)午後12時

直島町（1町）内の店舗

2月2日(水)午前0時～2月13日(日)午後12時

対 象：香川県内において、食品衛生法に基づく営業許可を得て、飲食店又は喫茶店の営業を行っている店舗

（小売りを主体とする場合や宅配・テイクアウト専門店等は除く）

内 容 等：夜間営業している飲食店に対し、営業時間短縮等の要請

かがわ安心飲食店認証制度の「認証店」		非認証店
営業時間は、午前5時から午後9時までに限る	営業時間は、午前5時から午後8時までに限る	営業時間は、午前5時から午後8時までに限る
「酒類の提供」は午後8時まで	「酒類の提供（利用者の店内持込みを含む）を行わない」よう要請	「酒類の提供（利用者の店内持込みを含む）を行わない」よう要請
「認証店」については、上記のいずれかを継続して選択することを可能とする		—
同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請 (認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店舗で、対象者全員検査を実施した場合を除く)		

【対象とならない店舗の例】

- × 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
- × ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- × イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- × 自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナックなど）コーナー
- × ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- × 社員食堂等において、特定の者を対象として飲食を提供する場合

主な支払い要件

- ✓ 要請期間中、1日でも、営業時間短縮等にご協力いただけない日があれば、協力金の支払い要件を満たしませんのでご注意ください。ただし、準備期間を考慮し、遅くとも1月24日(月)（綾川町及びまんのう町内の飲食店については「1月28日(金)」、直島町内の飲食店は「2月5日(土)」）午前0時からご協力いただいた場合は、協力金お支払いの対象となります。
- ✓ 「認証店」については、営業時間短縮等の内容を選択制としており、要請期間を通じてどちらか一方に固定した協力金をお支払いします。「認証店」が、1日でも営業時間を午後9時まで、酒類提供を午後8時までとした場合には、全期間その営業時間短縮等の内容を選択した場合の協力金(売上高方式の場合2.5万円～7.5万円)をお支払いすることになります。
- ✓ 通常の営業時間が午後9時までの「認証店」が、1日でも午後9時までの営業時間短縮等(酒類提供は8時まで)の内容を選択した場合、全期間支払い対象となりません。
- ✓ 通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の店舗は、協力金の支払対象となりません。

！ 申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、営業時間・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。))の状況、感染防止対策等の事実が確認できるもの)が必要となります。

次ページの掲示様式をご活用ください。

(お願い)営業時間短縮等の実施、感染防止対策の実施等の掲示

○営業時間短縮等を実施していることを示すこの様式又は同等の内容が含まれたものを利用者が分かるように、店舗の入口等の見やすい場所に掲示してください。



○感染防止対策を徹底していることを示すこの様式又は同等の内容が含まれたものを利用者が分かるように、店舗の入口等の見やすい場所に掲示してください。

★「かがわ安心飲食店認証制度の認証店」については、認証店のステッカーを利用者が分かるように、店舗の入口等の見やすい場所に掲示してください。

認証制度については、かがわ安心飲食店認証事務局コールセンター

(TEL:087-822-7111 開設時間:平日午前9時～午後5時)へお問い合わせください。



協力金の金額

対象となる店舗ごとに、次の方法で計算した店舗ごとの額を合算した額が協力金の支払い金額となります。

$$\text{店舗ごとの協力金の額} = \text{1日当たりの協力金の額} \times \text{時短要請に応じた日数(注1)}$$

●「非認証店」もしくは**午後8時までの時短営業(酒類提供なし)**を選択した「認証店」の1日当たりの協力金の額 ※通常の営業時間が午前5時から午後8時までの時間帯内の場合、協力金の支払い対象となりません。

		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高(税抜き)		
		7万5,000円以下	7万5,000円超～25万円以下	25万円超
中小企業	売上高方式	3万円/日	3～10万円/日 【1日の飲食業売上高の4割】(1千円未満は切り上げ)	10万円/日
	売上高減少額方式	前年又は前々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額(※) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
大企業(売上高減少額方式)		ただし、1日当たりの 上限額は20万円 ※「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の「飲食業売上高を参照する期間」(注2)における1日当たりの飲食業売上高から本年の1、2月(又は1月21日～2月13日)(注3)の1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。		

●**午後9時までの時短営業(酒類提供は午後8時まで)**を選択した「認証店」の1日当たりの協力金の額 ※通常の営業時間が午前5時から午後9時までの時間帯内の場合、協力金の支払い対象となりません。

		前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高(税抜き)		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業	売上高方式	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 【1日の飲食業売上高の3割】(1千円未満は切り上げ)	7.5万円/日
	売上高減少額方式	前年又は前々年からの 1日当たりの飲食業売上高減少額(※) × 0.4 (1千円未満は切り上げ)		
大企業(売上高減少額方式)		ただし、1日当たりの 上限額は、20万円 、 もしくは前年又は前々年の1日当たりの 飲食業売上高 × 0.3 のいずれか低い額 ※「1日当たりの飲食業売上高減少額」は、前年又は前々年の「飲食業売上高を参照する期間」(注2)における1日当たりの飲食業売上高から本年の1、2月(又は1月21日～2月13日)(注3)の1日当たりの飲食業売上高を控除して計算します。		

(注1)日数には、定休日や要請前に店休日としていた日は含みません。

(注2)「飲食業売上高を参照する期間」は、店舗の所在地別に次の①～④の場合があります。

- ・綾川町、まんのう町、直島町内以外の店舗 ①前年の1、2月、②前々年の1、2月、③前年の1月21日～2月13日、④前々年の1月21日～2月13日
- ・綾川町、まんのう町内の店舗 ①前年の1、2月、②前々年の1、2月、③前年の1月25日～2月13日、④前々年の1月25日～2月13日
- ・直島町内の店舗 ①前年の2月、②前々年の2月、③前年の2月2日～2月13日、④前々年の2月2日～2月13日

(注3)綾川町、まんのう町内の店舗は、「本年の1、2月(又は1月25日～2月13日)」と読み替え、直島町内の店舗は、「本年の2月(2月2日～2月13日)」と読み替えます。

協力金の計算方法

売上高の計算方法

- 営業時間短縮等の要請の対象となる飲食業のみを行っている場合は、店舗ごとに、その売上高を飲食業売上高として計算します。
- 営業時間短縮等の要請の対象とならない事業(テイクアウト、物品販売等)も行っている場合は、原則として、それらの事業を除外して飲食業売上高を計算します。
- 1日当たり飲食業売上高について、次の①又は②から選択して計算します。
 - ① 月単位方式(直島町内以外の店舗は前年又は前々年の1月及び2月の飲食業売上高を参照し、直島町内の店舗は前年又は前々年の2月の飲食業売上高を参照する。)
 - ② 時短要請期間方式(綾川町、まんのう町、直島町内以外の店舗は、前年又は前々年の「1月21日から2月13日まで」、綾川町、まんのう町内の店舗は、前年又は前々年の「1月25日から2月13日まで」、直島町内の店舗は、前年又は前々年の「2月2日から2月13日まで」)の飲食業売上高を参照する。)
- 月単位方式、時短要請期間方式のいずれの場合も、飲食業売上高を参照する期間に休業日(定休日や不定休による店休日)があった場合には、その日数を除いて1日当たりの飲食業売上高を計算します。
- 売上高減少額方式で用いる本年の「1月及び2月」(注)(又は「1月21日から2月13日まで」(綾川町、まんのう町内の店舗は「1月25日から2月13日まで」、直島町内の店舗は「2月2日から2月13日まで」))の1日当たりの飲食業売上高についても、休業日(定休日や不定休による店休日)を除いて計算します。
(注)直島町内の店舗は「2月」と読み替えます。

売上高の計算に係る例外

- 月単位又は店舗単位の飲食業売上高を把握することが困難な場合においては、例外として、次の方法によることも可能です。
 - ・ 店舗ごとの年度の飲食業売上高を年度の日数(休業日を除く)で除すことにより、1日当たりの飲食業売上高を計算すること
 - ・ 事業者全体の飲食業売上高を店舗数で除すことにより、店舗単位の飲食業売上高を計算すること
- 飲食業以外の事業が、飲食業に付随する小規模のものである場合や、飲食業を行わなければ単独で成立しがたいものである場合等により、当該飲食業と切り離して当該飲食業以外の事業を単独で行うことが困難であり、飲食業に対する営業時間短縮等の要請の影響を必然的に受けることとなる場合には、飲食業の売上高に含めて計算することも可能です。

新規開店等の特例

- **新規開店特例 ※大企業を含む**
時短要請月「1月及び2月」(注)を基準に、開店1年未満の店舗で、参照する前年又は前々年の飲食業売上高が存在しない場合、開店の日から時短要請期間の開始日の前日(1月20日(綾川町、まんのう町内の店舗は1月24日、直島町内の店舗は2月1日))までの期間の飲食業売上高の合計を、同期間の日数で除して、1日当たり飲食業売上高を計算し、1日当たりの協力金の金額を計算することとします。
(注)直島町内の店舗は「2月」と読み替えます。
- **合併・法人成り・事業承継特例**
合併・法人成り・事業承継等により、時短要請月の店舗の事業者と参照する前年又は前々年の当該店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合には、前年又は前々年の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算することを認めます。
- **罹災特例**
前年又は前々年において、震災、風水害、火災等の災害の影響があった場合には、前々々年の時短要請月(期間)の飲食業売上高を用いて1日当たりの協力金の金額を計算することを認めます。

本申請の際に提出いただく主な書類

共通書類

- ①香川県営業時間短縮協力金(第9次)本申請 申請書
- ②(個人事業主の場合のみ)本人確認書類の写し
- ③協力金の振込口座の通帳等の写し
- ④食品衛生法に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の営業許可証の写し
- ⑤税務署等に提出した直近の確定申告書の写し(開業後間がなく確定申告を行っていない場合は、「法人設立届出書」又は「開業届」の写し)
- ⑥誓約書
- ⑦(該当者のみ)飲食店等営業許可証に係る申立書
- ⑧営業時間短縮の実施状況が分かるもの
- ⑨申請店舗の外観・内観の写真(営業している事実、店休日、営業時間・酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)の状況、感染防止対策等の事実が確認できるもの)

前年又は前々年の1店舗当たりの1日当たりの飲食業売上高が7万5,000円(税抜き)超(午後9時までの時短営業を選択した「認証店」は、8万3,333円(税抜き)超)の場合

(上記の①から⑨までに加え、)

- ⑩前年又は前々年の「1月及び2月」(注1)の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写し(時短要請期間方式を選択する場合は、「1月21日(注2)から2月13日まで」の飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ⑪前年又は前々年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写し及びその売上を申告した確定申告書の写しでも可)

売上高減少額方式を選択する場合や、大企業の場合

(上記の①から⑪までに加え、)

- ⑫本年の「1月及び2月」(注1)の飲食業売上高が確認できる売上帳等(時短要請期間方式を選択する場合は、「1月21日(注2)から2月13日」までの飲食業売上高が確認できるもの)の写し
- ⑬本年の1日当たりの飲食業売上高の計算の際に、休業日(定休日などの店休日)を除く場合は、その休業日が確認できるもの(毎日の飲食業売上高が確認できる売上帳等の写しでも可)

(注1)直島町内の店舗は、「2月」と読み替えます。

(注2)綾川町、まんのう町内の店舗は、「1月25日」と読み替え、直島町内の店舗は、「2月2日」と読み替えます。

※ 上記のほか、売上高の計算に係る例外や、新規開店等の特例を用いる場合などには、それらの例外や特例を必要とする状況を確認するための書類が必要となります。

提出書類の省略

第1次～第8次の協力金の申請の際に提出済の書類と同じものである場合は、②、③、④、⑤の書類の提出を省略できますので、詳しくは申請受付要項をご確認ください。